○厚生労働省告示第二百十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年七月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
Ｖｅｌａｇｌｕｃｅｒａｓｅ　ａｌｆａ	ゴーシェ病の諸症状（貧血、血小板減少症、肝脾腫及び骨症状）の改善	Ｓｈｉｒｅ　Ｈｕｍａｎ　Ｇｅｎｅｔｉｃ　Ｔｈｅｒａｐｉｅｓ，Ｉｎｃ．７００　Ｍａｉｎ　Ｓｔｒｅｅｔ，Ｃａｍｂｒｉｄｇｅ，ＭＡ　０２１３９，ＵＳＡ	平成二十三年五月十三日
ドルナーゼ　アルファ（遺伝子組換え）	嚢胞性線維症における肺機能の改善	中外製薬株式会社　東京都北区浮間五丁目五番一号	平成二十三年六月十日
トラベクテジン	染色体転座を伴う悪性軟部腫瘍	大鵬薬品工業株式会社　東京都千代田区神田錦町一丁目二十七番地	平成二十三年六月十日
スニチニブリンゴ酸塩	根治切除不能な膵内分泌腫瘍	ファイザー株式会社　東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号	平成二十三年六月十日
ルフィナミド	Ｌｅｎｎｏｘ－Ｇａｓｔａｕｔ症候群（４歳以上）における強直発作及び脱力発作に対する抗てんかん薬との併用療法	エーザイ株式会社　東京都文京区小石川四丁目六番十号	平成二十三年六月十日
ＢＬＢ－７５０（細胞培養Ｈ５Ｎ１インフルエンザワクチン）	Ｈ５Ｎ１インフルエンザの予防	武田薬品工業株式会社　大阪府大阪市中央区道修町四丁目一番一号	平成二十三年六月十日

○厚生労働省告示第二百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項及び第六十一条の三第二項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の臨時特例を次のように定める。

平成二十三年七月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の臨時特例

平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けた者（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額については、介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号。以下「負担限度額告示」という。）の規定により定める額が、負担限度額告示表一の項中「第八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、同表三の項中「第八十三条の五第四号」とあるのは「第八十三条の五第四号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのを「平成二十一年」と、同号ロ中「合計額」とあるのを「合計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「同号イ」とあるのは「同号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのを「平成二十一年」と読み替えて同号イを適用する場合の同号イ」と、同表四の項中「第八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのは「平成二十一年」と、同表六の項中「第八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と読み替えた場合における負担限度額告示の規定により定める額を超えるときは、負担限度額告示の規定にかかわらず、当該額とする。

○厚生労働省告示第二百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項及び第六十一条の三第二項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の臨時特例を次のように定める。

平成二十三年七月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の臨時特例

平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けた者（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額については、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号。以下「負担限度額告示」という。）の規定により定める額が、負担限度額告示表一の項中「第八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「第八十三条の五第四号に」とあるのは「第八十三条の五第四号イ中「特